

## 徳島県告示第六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次とおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月三日

徳島県知事　後藤田　正純

### 一 申請の概要

#### 1 申請者

名 称 四国化工機株式会社  
住 所 板野郡北島町太郎八須字西の川一 番地一  
代表者 代表取締役 CEO 植田滋

#### 2 工場又は事業場

名 称 四国化工機株式会社 阿南食品工場  
所在地 阿南市山口町大久保四八 一

#### 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第十七号に規定する豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

#### 4 特定施設及び污水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

### 二 縦覧の期間及び場所

#### 1 期間

令和八年二月三日から  
令和八年二月二十四日まで

#### 2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課